

年 月 日

ゆうちょ銀行及び郵便局の指定について

特別徴収月割額の納入に、山梨県・神奈川県・千葉県・栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県及び東京都以外に所在するゆうちょ銀行及び郵便局を利用する場合は、当市の取扱店（局）として、指定しなければなりませんので、指定通知書に日付と店（局）名を記入して、当初納入の際提出してください。

なお、ゆうちょ銀行又は郵便局以外の金融機関を利用される事業所は右の指定通知書は必要ありません。

ゆうちょ銀行 店長殿
郵便局長殿

山梨県富士吉田市長



ゆうちょ銀行及び郵便局
指 定 通 知 書

地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定により貴店（局）を本市の市、県民税（特別徴収税額）納入取扱店（局）に指定したので通知します。

1. 指 定 口 座 00490-2-960019
2. 加 入 者 名 富士吉田市会計管理者
3. とりまとめ店 〒 224-8794
ゆうちょ銀行 横浜貯金事務センター